

さいたま市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条第1項第3号
の対象者の取り扱いについて

さいたま市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）「第10条第1項第3号」に規定する者とは、次の各項の全てに該当する者とする。

また、この基準は、要綱「第9条第2項第3号」についても準用するものとする。

- 1 申請日の属する月の初日（以下、「基準日」という。）において、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員のその年の収入見込額並びに所有する現金及び預貯金の合計額等が、別表に掲げる基準以下の者。
- 2 基準日において、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が基準日の属する年度分（申請日の属する月が4月、5月又は6月の場合は、当該年度の前年度分）の市町村民税（所得割を除く。）が課されていない者。
- 3 次に掲げる要件に該当しない者。
 - ア 居住の用に供する家屋及び日常生活に供する資産以外に活用できる資産がある者。
 - イ 負担能力のある親族等に扶養されている者。

別 表

世帯の人数	収入基準	資産基準
単身世帯	150万円	350万円
2人世帯	200万円	450万円
3人以上	200万円に、2人を超える世帯員1人につき50万円を加えた額	450万円に、2人を超える世帯員1人につき100万円を加えた額